

会 議 録 (要旨)

| | |
|------------------------|---|
| 会 議 名 | 瑞穂町行政評価委員会 第29回補助金等審査分科会 |
| 開 催 日 時 | 令和4年11月30日(水) 午前10時から11時1分 |
| 開 催 場 所 | 瑞穂町役場庁舎 4階 全員協議会室 |
| 出席者及び 欠 席 者 | <p>(行政評価委員)</p> <p>出席者：池田委員(分科会長)、木村委員、原田委員</p> <p>欠席者：石川委員、松岡委員 (部長職)</p> <p>出席者：大井企画部長、野口住民部長、小作協働推進部長、福島福祉部長、横沢都市整備部長、小峰教育部長 (説明員)</p> <p>4審査-8：田野福祉課長、若松障がい者支援係長 石川子育て応援課長</p> <p>4審査-9：工藤健康課長、鈴木健康係長 (事務局)</p> <p>宮坂企画政策課長、渡辺企画推進係長、企画推進係稲村</p> |
| 配 布 資 料 | <p>【事前配布】</p> <p>資料1-1：令和4年度障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策補助金審査書 令和4年度障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業(案)【東京都資料】 障害者施設等物価高騰緊急対策事業実施要綱(案)【東京都資料】 令和4年度障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策支援金交付要綱(案) 【東京都資料】</p> <p>資料1-2：令和4年度保育所等物価高騰緊急対策事業補助金審査書 保育所等物価高騰緊急対策事業(案)【東京都資料】 保育所等物価高騰緊急対策事業FAQ(案)【東京都資料】 令和4年度保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱(案)【東京都資料】</p> <p>資料2：瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金審査書 瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金交付要綱(案)</p> <p>資料3：令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別支援事業 (電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金) 審査書 令和4年度瑞穂町子育て世帯等臨時特別支援事業 (電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金) 支給事務実施要綱(案)</p> <p>資料4：高校生等医療費助成事業審査書 瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例</p> <p>資料5：瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金審査書 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱</p> <p>【当日配布】</p> <p>資料6：令和4年度障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策補助金 事前質問補足資料(対象事業所等一覧)</p> <p>資料7：令和4年度保育所等物価高騰緊急対策事業補助金 事前質問補足資料(対象事業所等一覧 算定根拠)</p> <p>資料8：事前質問一覧</p> <p>資料9：【報告事項】事前質問回答</p> |

| | |
|--|---|
| <p>議 題</p> | <p>議題1 補助金等審査 (審査事項) 4 審査-8 ・令和4年度障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策補助金【福祉課】 ・令和4年度保育所等物価高騰緊急対策事業補助金【子育て応援課】 4 審査-9 ・瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金【健康課】 (報告事項) 4 報告-5 ・令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別支援事業 (電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)【福祉課】 4 報告-6 ・高校生等医療費助成事業【子育て応援課】 4 報告-7 ・瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金【教育指導課】</p> |
| <p>傍 聴 者</p> | <p>なし</p> |
| <p>審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は一つにまとめた。)</p> | <p>1 開会 池田分科会長から会議公開及び参加職員についての説明が行われ、会議が進められた。</p> <p>2 議題 議題1「補助金等審査」 (宮坂企画政策課長) 審査に入る前に、事務局より資料の確認が行われた。</p> <p>4 審査-8 令和4年度障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策補助金 令和4年度保育所等物価高騰緊急対策事業補助金 ○審査案件についての説明要旨 (田野福祉課長) 令和4年度障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策補助金について概要を説明させていただく。 補助対象は、町内の障害福祉サービスを実施する事業所で、①共同生活援助、短期入所 ②生活介護、就労移行支援他11事業が対象である。また、同様の事業を実施する公立の委託事業所も対象となっている。 規定等については、都の交付要綱が定められた後、速やかに町の要綱を策定予定である。 実施概要については、町が主体として、対象事業を実施する事業所が支出した光熱水費、燃料費、食材費等に対し、下記基準額を上限に補助する。基準額については記載のとおりである。 補助の必要性に関しては、物価高騰に直面する中、利用者から高騰分を徴収することが困難な福祉サービス事業所の負担軽減を目的としている。都が同様の事業を実施し、区市町村に対し補助率10/10の補助を行うことから、当該事業を実施するものである。 都の制度では、町が設置する公立の事業所は補助対象外のため、同様の支援を委託料の増額として行い、民間事業所との公平性を担保する。</p> |

補助対象は、都の補助基準額で積算し、補助対象の(1)では、民間事業所で2,974,104円を積算している。補助対象(2)の町施設事業所で715,680円とした。

補助割合は記載のとおりである。

補助対象期間は令和4年10月1日から令和5年3月31日までである。

その他になるが、(2)町一般財源分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等、財源確保に努めていきたい。

(田野福祉課長)

続いて、質問事項について回答させていただく。

質問「民間事業所9法人名及び13事業所名、公立の委託事業所3法人名及び5事業所名を教えてください。」については、配布した資料のとおりである。

質問「158円と42円の算定根拠を教えてください。」については、東京都に確認したところ、11月25日時点では答えることができないが、後日示させていただくとのことである。

質問「東京都の実施要綱の日付はいつですか。」については、現段階では正式な実施要項はできておらず、策定日は未定であるが、内容等の修正は行われるとの回答を得ている。

質問「第5条「何」で証明すればよいのですか。」等については、お示した要綱は、案の段階のため様式は通知されていないが、別記第1様式は交付申請様式の実施計画書、積算調書、基礎基準額シート、別記2は変更交付申請、別記3は実績報告となる。その他内容についても現時点で示されていないことも多く、今後正式なものが通知される予定である。

質問「延滞金の納付日は、返還請求からどのくらいの猶予があるのですか。」については、東京都に確認したところ、督促状の発行から15日以内に納付すべきと回答を得ている。

以上で説明とさせていただきます。

(石川子育て応援課長)

続いて、令和4年度保育所等物価高騰緊急対策事業補助金の概要について説明させていただく。

まず補助対象については、Aグループ及びBグループ事業に分類されており、Aグループ事業は町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園で運営される通常の保育事業、Bグループ事業は一時預かり事業等となっている。

規程等は、審査書に記載のとおりである。

事業概要について、対象経費は光熱費及び食材費となっている。対象児童数は、Aグループ事業が実施期間における各月の月初日在籍児童数の合計、Bグループ事業は、実施期間における延べ利用児童数とし、それぞれの補助単価は、Aグループ事業が児童1人当たり月額1,465円、Bグルー

プ事業が1人当たり日額60円で積算する。

補助の必要性に関しては、当補助金は、東京都の事業を活用し、物価高騰に直面する中、利用者から高騰分の経費を徴収することが困難な保育所等の負担（光熱費及び食材費）軽減を図るものである。

補助金額は、Aグループ事業は902万7,330円、Bグループ事業は27万円で、合計929万7,330円としている。

補助割合は、都10/10である。ただし、Aグループ事業の公立保育園及びA・Bグループ事業の幼稚園は補助対象外であり、この部分については、施設間の公平性を担保するために、町独自で支援を実施する。

補助対象期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までとしている。

その他については、審査書に記載のとおりである。

以上説明とさせていただきます。

（石川子育て応援課長）

続いて、事前質問が6点あったので、お答えさせていただきます。

質問「補助対象の事業所名、定員を教えてください。」については、別紙追加資料(1)をご参照いただきたい。石畑保育園から福正寺松濤幼稚園まで、全13園の内訳は、記載のとおりとなっている。

質問「公立認可保育所名を教えてください。」については、石畑保育園及びむさしの保育園の2園となっている。

質問「『利用者から高騰分を徴収するのが困難』とありましたが、各人により困難の度合いは異なると思いますが、その点は考慮しないのですか？」について、今回の補助金については、高騰分の徴収が困難であることの判定を、利用者各人に対して判定する考え方ではなく、町内の事業所が「利用者から高騰分を徴収すること」そのものが困難であるという意味であり、高騰分の徴収を行わないとした場合、その事業所に対して補助するものである。なお、事業所が利用者から高騰分を徴収とした場合には、その事業所は当補助金の対象とはならない。

次の質問「補助金額の1,027人、4,500人の算定根拠を教えてください。」については、別紙配布資料(4)をご参照いただきたい。Aグループの1,027人は、1カ月の在籍児童見込数を合算したもので、Bグループの4,500人は、各園の6カ月間の延べ利用児童見込数を合算したものである。

質問「都制度では、何故「公立認可保育所」、「幼稚園」は対象外となるのですか？」については、東京都の補助制度のため、明確な回答ではないが、公立認可保育所については、「町」から「町の公共施設」に補助金を支出することになり、支出元と支出先が同じ「町」となることから、都の補助対象外になったと考えられる。なお、公立認可保育所が補助対象外となるのは、今回の補助金だけに限ったことではなく、基本的に東京都の補助金は、公立認可保育所は対象外となっているものが多い。補足だが、Bグループ（一

時預かり事業等)は公立でも対象となっている。

また、幼稚園については、保育園と幼稚園で、都の担当部局が異なり、幼稚園担当部署からの通知等が現在のところ何もないため、対象外となっている。仮に今後、都において幼稚園について同様の補助事業が新設された場合には、都に補助申請を行う予定である。

続いて、質問「東京都FAQ中、幼稚園で実施する一般型と幼稚園型とは何ですか?」についてであるが、一般型は、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、または在籍していない乳幼児が対象で、幼稚園型は、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後または長期休業日等に、在籍している幼稚園で一時的に預かる児童が対象となっている。

事前質問の回答は以上である。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(木村委員)

先ほど園から保護者への徴収があった場合は補助の対象外となるという話があったが、どうやって確認するのか。

(子育て応援課長)

園には案の段階で説明を行っており、その際に町からもできるだけ保護者の負担を増やさないでいただきたいと話をしている。確認は園からの申告によるものとなる。

(原田委員)

物価、光熱費の影響は大きいので意味のある補助金だと思う。事前の質問の中からも出ているが、補助金の単価がどのように出ているのかを確認したい。

(池田分科会長)

私からも追加の質問をさせていただきたい。事前質問の回答の資料の中で、石畑保育園は定員110名であるが、11/1現在の数値で算定したという中で(4)では114名で計算されている。同じく、東松原保育園も90名のところを95名となっている。定員オーバーとなっている状況だと推察されるが、町としては定員を超えることをどの程度許容しているのか。

(子育て応援課長)

補助単価については、東京都の設定ということなので、物価高騰の消費者物価指数を踏まえて算定をしていると伺っている。1,465円の明確な根拠については東京都で試算したということなので確認は取れていないが、物価上昇率を見ながら算定したとのことである。

石畑保育園と東松原保育園が定員を超えているというお話だが、面積基準と保育士配置基準が存在している。その基準を上回っていれば定員以上の受け入れが可能となっている。石畑保育園、東松原保育園はその基準を満たした上で受け入れをしている状況である。

(池田分科会長)

そうすると保育士がある程度多くいけば定員が埋まっても多くの受け入れが可能という解釈で良いか。例えば、0歳児であると保育士1人につき3人までしか見ることができないが、保育士が2人いれば6人までは可能になるということか。極論の考え方ではあるが、そのような考え方で良いか。

(石川子育て応援課長)

おっしゃるとおりであるが、実際の保育園にはシフトの関係もあるので、1人多いからと言ってどんどん受け入れができるかということそうではない。町としてはできる限り、応募いただいた方には入っていただきたいという気持ちでいるため、各園には定員以上の受け入れができる場合には弾力的運用をお願いしているが、そこは保育園と協議しながら進めているところである。

(池田分科会長)

あくまで町は了解事項として行っているということか。

(石川子育て応援課長)

そのとおりである。ただ、国の基準として、定員の120%を超えた場合は実際の定員を増やさなければならないため、年によって受け入れ人数のばらつきはあるものの基準以下の範囲で協議しながら進めている。

(池田分科会長)

Bグループの内訳はどうなっているか教えてほしい。

(石川子育て応援課長)

都の制度設計では、定期利用保育・病児保育が含まれているが、町では行っている事業者がいないため、一時預かり事業のみとなる。

○各委員からの賛否等の意見聴取

(木村委員)

このコロナ禍で保護者の負担も重く、補助金で負担が軽減するのは重要なことであるため、賛成する。

(原田委員)

賛成する。先ほど申したとおり、物価・光熱費の高騰の影響は大きいと思うため、事業者・保護者負担の軽減からも必要な補助金である。

(池田分科会長)

私も賛成する。

※賛成3人となった。

4 審査-9

瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金

○審査案件についての説明要旨

(工藤健康課長)

それでは概要について説明させていただく。

補助対象者及び助成対象者については、記載のとおりとなる。

規定等については、瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金交付要綱(案)を資料として配布させていただいている。令和5年度予算成立後、要綱を制定する予定である。

当助成金の概要及び必要性については、審査書の中段の事業概要をご確認願いたい。

実施方法については、記載のとおりである。里帰り出産等のやむを得ない事情により、町が契約する町内の医療機関以外で接種を希望する場合、事前に町へ申請を行い、町から接種予定である医療機関あての依頼書を保護者へ交付する。保護者はこの依頼書をもって、契約医療機関以外で接種を受けることとなる。接種後は、領収書等の必要書類を添付し、町へ申請(請求)を行い、町が審査の上、保護者へ助成金の交付を行う。

次に補助の必要性だが、生後6か月間は、接種する定期予防接種が多くあるが、里帰り出産等のやむを得ない事情により、契約医療機関で接種を受けることができない場合も想定される。このことによって、定期予防接種の未接種につながるおそれもある。また、やむを得ず、契約医療機関以外で接種をした場合は、全額自己負担となり経済的な負担が生じることで、接種控えを誘発するおそれがある。助成の実施により、定期予防接種の未接種を防ぐことで、社会防衛としての感染症まん延防止と被接種者本人の疾病の重症化を防ぐことを目的としている。なお、参考として、生後6か月間に標準的な接種期間となる定期予防接種を資料に記載している。

補助金額については、資料裏面をご覧ください。補助金額は、公平性を期すため、保護者が里帰り先の医療機関で支払う実費負担額と町の契約医療機関で接種を受けた場合の費用を比較して、いずれか少ない金額としている。

財源については、一般財源で、定期予防接種については、従来から地方交付税措置となっており、特定財源の措置はない。参考として、歳出予算額を記載させていただいている。

これは、令和3年度里帰り等妊婦健診受診者数(14人)及び令和4年度に町が契約している予防接種委託料と医薬材料費(ワクチン代)から算出している。なお、里帰り等妊婦健診とは、妊娠している時期に妊婦が受ける14回程度の健診を里帰り先で受診した際に、その費用の一部を助成しているものである。令和5年度の予防接種委託料やワクチン単価の増減により、歳出予算額は、変更になる可能性がある。なお、予算額として助成金を増額するが、予防接種委託料と医薬材料費(ワクチン代)を増額分と同額で減額するため、全体の予算額として増減はない。

実施期間及び今後のスケジュールについては、記載のとおりで、所要の

手続を取り、令和5年4月1日から事業開始を予定している。

(鈴木健康係長)

続いて事前の質問にお答えする。

質問「町の契約医療機関を教えてください。」については、契約医療機関は、新井クリニック、栗原医院、高水医院、丸野医院、みずほクリニック、公立福生病院、東京小児療育病院である。なお、公立福生病院、東京小児療育病院については、かかりつけ医としている方のみが接種対象となり、みずほクリニックについては、現在当面の間、休診と伺っている。

次に、質問「周知の方法として『個別に知らせる旨』の記述があるが、それではいつまでにどういった方法で関係機関に報告すればよいのか。すでに里帰りに係る事項については、事実が発生する以前に報告が義務づけられているということか。」との質問にお答えする。周知方法の「個別にお知らせ」とは、里帰り出産等をされる方に、里帰り先（町の契約医療機関以外）で定期予防接種を接種した場合、助成金が出ること、また手続方法をお知らせすることである。お知らせする時期は、妊娠届出提出の際（母子健康手帳交付）の面談時、また、出生届と同じ時期に提出していただく、出生連絡票が提出された時を想定している。里帰り先での定期予防接種を受ける方に不利益がないよう、助成金があることを確実にお知らせしていきたいと考えている。

委員のご質問である事実が発生する以前の報告義務についてだが、報告の義務はないが、助成を受けるためには、接種を受ける前に、町への申請が必要になる。助成金があることを確実にお知らせできるよう、先ほど申し上げた妊娠届出の提出時などに、里帰り出産等の希望を伺うこともある。

質問「保護者の実費負担が契約医療機関で実施した場合より大きい場合、差額は自己負担となるようだが、里帰り先の医療機関を指定して全額負担はできないのか。」については、接種に係る費用は、地域によって額が異なる。里帰り出産等とやむを得ない事情であっても、個別の事情により、町外の医療機関で接種した費用を全額助成することは、町の契約医療機関で接種された方との公平性（公費負担額）を考えると、全額助成は困難なものであると考える。

また、里帰り先が、全国にわたることから医療機関を指定するのは、困難で、そして全額町負担とする場合は、町と接種を受ける医療機関で個別契約を締結する必要もある。新規の契約締結には、時間を要し、医療機関にも負担がかかることから、断られることがあり、その場合接種を受けた方にも不利益になると考える。

質問「実施開始は来年4月からとなっているが、終了時期はいつか。」については、感染症の拡大防止として、未接種を少なくする取組のため、継続事業として想定しており、終期は設けていない。

質問「令和4年度の里帰り出産する方は何人位か？また当補助金に該当する人数は何人位と予測されるか？」については、11月25日現在、里帰

り等妊婦健診受診者は、6名で、内1名は、すでに転出されている。令和3年度の実績になるが、14名が里帰り等妊婦健診を受診されている。当助成金の対象となる方は、おおよそ14名程度であると想定している。妊娠届出時に里帰り等の希望を伺うこともあり、また、出生連絡票などに、里帰り等の状況を把握する質問も設けられているため、引き続き対象者の把握に努めていく。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(木村委員)

令和4年度の里帰り出産は6名で、1名は転出しているということだが、結果的に6名ということか。また、終了時期が令和5年度と書いていないので、これから人数が増えるということか。一応予算は14名でとるというのは間違いないか。

(工藤健康課長)

お答えする。6名と申し上げたのは、令和4年の途中経過であり、11月までの実績である。令和3年度1年間通してでは14名だったため、同程度の人数が令和5年度もいると想定し、予算を組んだものである。

(原田委員)

細かい話になるが、接種費用の助成金を交付してもらうには、接種後に申請書を提出するという事になっているかと思うが、申請期限はあるのか。

(鈴木健康係長)

接種を受けた日の翌日から6か月になる。領収書等の必要書類を添えて町に申請していただくと要綱案ではさせていただいている。

(池田分科会長)

先ほど、町の契約医療機関の質問をしたが、石畑診療所や菜の花クリニックは契約されていないのか確認したい。みずほクリニックについては契約はしているが受付はせず、そしてそれはワクチン接種のみについてという認識で間違いないか。個別のワクチンについては、それぞれの医療機関と契約を行っているのか。

(工藤健康課長)

ワクチンによって協力していただける医療機関はまちまちである。子どもの予防接種に協力していただける医療機関は先ほど申し上げた通りになっている。基本的には予防接種法で接種をするには協力していただく医師に承諾いただいて接種するという事なので、そのようになっている。大人を含めた予防接種は、石畑診療所や菜の花クリニックでも取り扱っていただいている。個別にそれぞれ行っており、その内容によって契約させていただいている。

(池田分科会長)

そうすると、同じワクチンでも医療機関によって金額が違うといったこ

ともあるのか。

(工藤健康課長)

ワクチンは町で購入しているの、同じ金額になる。

(池田分科会長)

技術料だけいただくという形か。

(工藤健康課長)

委託料となっている。

(池田分科会長)

新型コロナウイルスワクチンと同じ形態なのか。委託料は同じなのか。

(工藤健康課長)

町内の定期予防接種については同じ金額である。

(池田分科会長)

接種する方に金額は示されるのか。少ない方の金額しかもらえないので、瑞穂で受ける場合と里帰りで受ける金額を比較した場合に、金額が安い方が良いとなるので、開示されているということによいか。

(工藤健康課長)

接種委託料については公表させていただいていない。今回の里帰りの定期予防接種は、金額が高い低いということではなく、里帰りをされて、お子さんが定期予防接種が未接種になってはいけなため、里帰り先でも予防接種が受けられるようにさせていただくことが趣旨である。予防接種をなるべく早く受けてもらいたいということを促すものである。

(池田分科会長)

金額は知らされていないということか。

(工藤健康課長)

そのとおりである。

(池田分科会長)

私は(金額を)知らせた方が良いと思う。例えば同じ接種でも安いので近くで受けようという選択肢が生まれるように思う。

高いところで支払った場合はお金が戻らないので不公平ではないか。接種する人にとって町外で支払うよりも町で支払った方が接種費用が低いならば安く済む。その場合は実際にお金は支払わないが。そのため、金額については知らせた方が良いと思う。あとは本人が選ぶということで。里帰りはするけれども、接種しに戻るかもしれない。遠方であれば交通費はかかってしまうが、近郊ならば現実的である。金額を示せばそれも可能である。

(工藤健康課長)

先行して里帰り出産の予防接種を行っている自治体も多いので、他の市の事例を見ながら考えさせていただきたい。

○各委員からの賛否等の意見聴取

(木村委員)

賛成する。子どもの大事な予防接種が漏れないようにすること、そしてワクチンを打つことの一助になるということで賛成である。

(原田委員)

賛成である。未接種や経済的負担の軽減を図るという目的で必要性は十分に感じることができる。

(池田分科会長)

私も賛成である。

※賛成3人となった。

当結果を基に、各委員の意見をまとめたものを添えて、町長に報告することとなった。

審査事項に引き続き、報告事項の説明が行われた。

4 報告-5

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別支援事業
(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)

(宮坂企画政策課長)

それでは、4報告-5「令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)」について、事務局より説明させていただく。

この補助金は、国が令和4年9月9日に開いた「物価・賃金・生活総合対策本部」で、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)へ、1世帯当たり5万円を給付する方針を示したことに對しての、瑞穂町における給付事業である。

補助対象は基準日の令和4年9月30日に世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯と、家計が急変し世帯全員が住民税非課税相当となった世帯になる。住民税非課税世帯が3,900世帯、急変世帯が100世帯と見込んでいる。

給付額は1世帯あたり5万円で、対象世帯には11月22日に確認書を送付し、随時受付を開始している。振り込みは3週間後を目安としている。

委員より事前質問があった件については、机上に回答を配布しているのでご確認願いたい。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答
なし

4 報告-6

高校生等医療費助成事業

(企画政策課長)

それでは、4 報告-6「高校生等医療費助成事業」について、事務局より説明させていただきます。

こちらの事業は、皆様も報道等でご承知のとおり、高校生等の医療費を助成することにより、子育ての支援に資することを目的に実施するものである。町では既に乳幼児医療費助成(マル乳)、義務教育就学児医療費助成(マル子)を実施しているが、子育て世帯をさらに広く支援するものとなる。

高校生等医療費助成は、東京都が定めた実施要綱をもとに各区市町村が実施するもので、都内全ての区市町村が令和5年度中に開始する見込みだが、自治体によって、所得制限の有無、一部自己負担額の有無が異なっている。

事業の開始は、令和5年4月1日を予定しており、対象人数を848人と試算している。助成については、入院及び調剤等は医療保険の自己負担分を、通院は医療保険の自己負担分を助成から通院一回200円を控除した額を助成する。

補助割合については、所得制限内の補助対象者の経費に関しては東京都と町が1/2ずつとなるが、令和5年度からの3年間は東京都10/10となっている。

委員より、事前質問があった件については、机上に回答を配布しているのでご確認願いたい。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(木村委員)

高校生等にかかる医療費の一部を助成することだが、1人に対して金額の上限はあるのか。

(宮坂企画政策課長)

上限はない。

4 報告-7

瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金

(宮坂企画政策課長)

それでは、4 報告-7「瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金」について、事務局より説明させていただきます。

この補助金は、瑞穂町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、町が学校行事等に要する経費を補助することにより、保護者負担の軽減を図るとともに学校教育の充実に資することを目的として、平成24年に制

定された。当時この分科会でも審査されている。

補助対象行事等は、各学校で行う演劇鑑賞教室、校外学習、部活動の大会参加に係る経費、スカイホールを使用した音楽会や合唱コンクールに参加する際のバス代等で、保護者が支払う費用の中から、補助する金額が要綱によって規定されている。

今回の改正では、大きく2つの変更点がある。一つ目は、2023年1月に立川市にオープン予定の体験型英語学習施設「東京グローバルゲートウェイ」の利用を通して英語学習を推進するため、新たに補助を行う。二つ目が、中学校について、各学校の状況に応じて、体験的な活動を工夫できるよう、スキー教室以外の内容の宿泊行事を補助できるように改正を行う。

今回の改正は近年の社会情勢に合わせたもので、実施期間は令和5年4月からの予定である。

以上で説明とさせていただきます。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答
(木村委員)

グローバルな社会になり、日々日進月歩があるが、瑞穂町は基地は近くてもネイティブと話すこともほぼない状況なので、とても良い企画だと思う。

(原田委員)

私もとても良い企画だと思う。

3 その他

宮坂企画政策課長より、現在進行中の補助金案件についての説明が行われた。

(宮坂企画政策課長)

委員の皆様にご報告させていただきたい事項がある。

一部報道でご存じの方もいらっしゃると思うが、先日厚生労働省から担当課に自治体向け説明会という形で妊娠・出産した方に伴走型相談支援と経済的支援を一体として10万円を支援する出産・子育て応援交付金の制度創設の話があった。

内容としては、妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、関係機関とも情報共有しながら、身近で相談に応じていくプッシュ型の制度とするのと同時に、令和4年4月以降に出産されたすべての方に10万円相当の支援を行う設計となっている。

補助率としては、国2/3、都1/6、市区町村1/6となっている。地方自治体におけるこれまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じての創意工夫に基づく柔軟な仕組みとされていることから、制度設計にも時間をいただく必要がある。

現在追加の情報を待っている状況だが、2月の補助金等審査分科会で報

告という形で案件を提出できればという話もあり、情報提供させていただく。よろしくお願ひしたい。

閉会 午前11時1分